

「最新情報」

GSAP

2020年4月25日

“電子商取引に対する新しい課税”

インド政府は2020年財政法により、1961年所得税法において第194-O条の新しい規定を導入した。当該規定により電子商取引オペレーターはオンラインポータルを所有し、当該ポータルを介して、商品やサービスの販売・提供を促進している場合には、その電子商取引オペレーターに源泉税の徴収の義務付けた

また、電子商取引オペレーターに対して平衡税(Equalisation Levy) と呼ばれる新しい税が、一定の条件を満たす場合にはその電子商取引の総販売額に対して2%の税率で適用されることとなっている

情報源: 2020年財政法

1

電子商取引オペレータがインド居住者である販売者（「電子商取引参加者」）へに行う支払いに対する源泉税徴収の義務

電子商取引オペレータが所有するポータルを介してインド居住者である販売者（「電子商取引参加者」）が行う物品販売・サービス提供または両方に係る総取引額に対して、前者は後者へに支払またはその貸方記入の何れか早い方を行う際に1%の税率で源泉徴収税の差し引きを行うことが義務付けられている

- 販売・サービスの総取引額とはその電子商取引オペレータのコミッションチャージの前の価格・報酬額のことである
- 参加者はインド居住者の個人或いはヒンドゥー教の不分割家族（HUF: Hindu Undivided family）に該当する者であり、物品販売・サービス提供あるいはその両方に係る総取引額は該当課税年度において50万インドルピー以下であり、当該参加者は納税者番号（PAN）またはアダール番号を提供している場合には源泉税徴収を行う必要がない
- 所得税法の第194-O条のこの新しい条項・規定は2020年10月1日から発効する

2

インド非居住者である電子商取引オペレータに対する平衡税（Equalisation levy）

- 本課税は2020年4月1日から発効している。インド非居住者である電子商取引オペレータが、電子商取引を介して、以下の者に対して物品の販売またはサービスの提供を行うあるいは当該取引を促進することにより受領する総取引金額に対して2%の税率でインドにおいて納税を行うことが義務付けられている：

a) インド居住者

b) インドのIPアドレスを利用し物品、サービス或いはその両方の提供を受け取る者

c) 所定の状況を満たしている非居住者

- ただし、電子商取引を介して上記の者に対して行われた物品販売・サービスの提供による電子商取引オペレータの該当課税年度の総販売・売上高または総受領額が2000万インドルピー未満である場合には平衡税が適用されない

電子商取引 に対する新 しい課税

お問合せ先

GSAP



H-59AB, Lower Ground Floor
Kalkaji, New Delhi 110019
India



info@gsapadvisors.com



+91 (11) 4056 0819
+91 (11) 4154 4443

Disclaimer: The content herein are solely meant for commercial purposes and shall not be considered as professional advice and/or used as base for any technical decision. GSAP Advisors India Pvt. Ltd., its employees, contractors, associates are not responsible for loss whatsoever sustained by any person who relies on the information contained herein.